

シニア会員規定

制定 令和元年 6 月 15 日

1. (資格) 10 年程度の会員経験をすでに持ち、定年退職などの事由で常勤職から離れた方にシニア会員の資格を付与することができる。
2. (手続) シニア会員となることを希望するものは、年度末までに学会事務局に申請をし、次年度初めの理事会で決定する。シニア会員と承認されたものは理事会開催年度からシニア会員となる。
3. (会費) シニア会員の年会費は一般会員の半額とする。
4. (権利・義務) シニア会員は、正会員としての権利、義務を有する。
5. (貢献) 学会活動の従前の経験、知見を通じて、学会への貢献を期待する。